

第1章 総 則

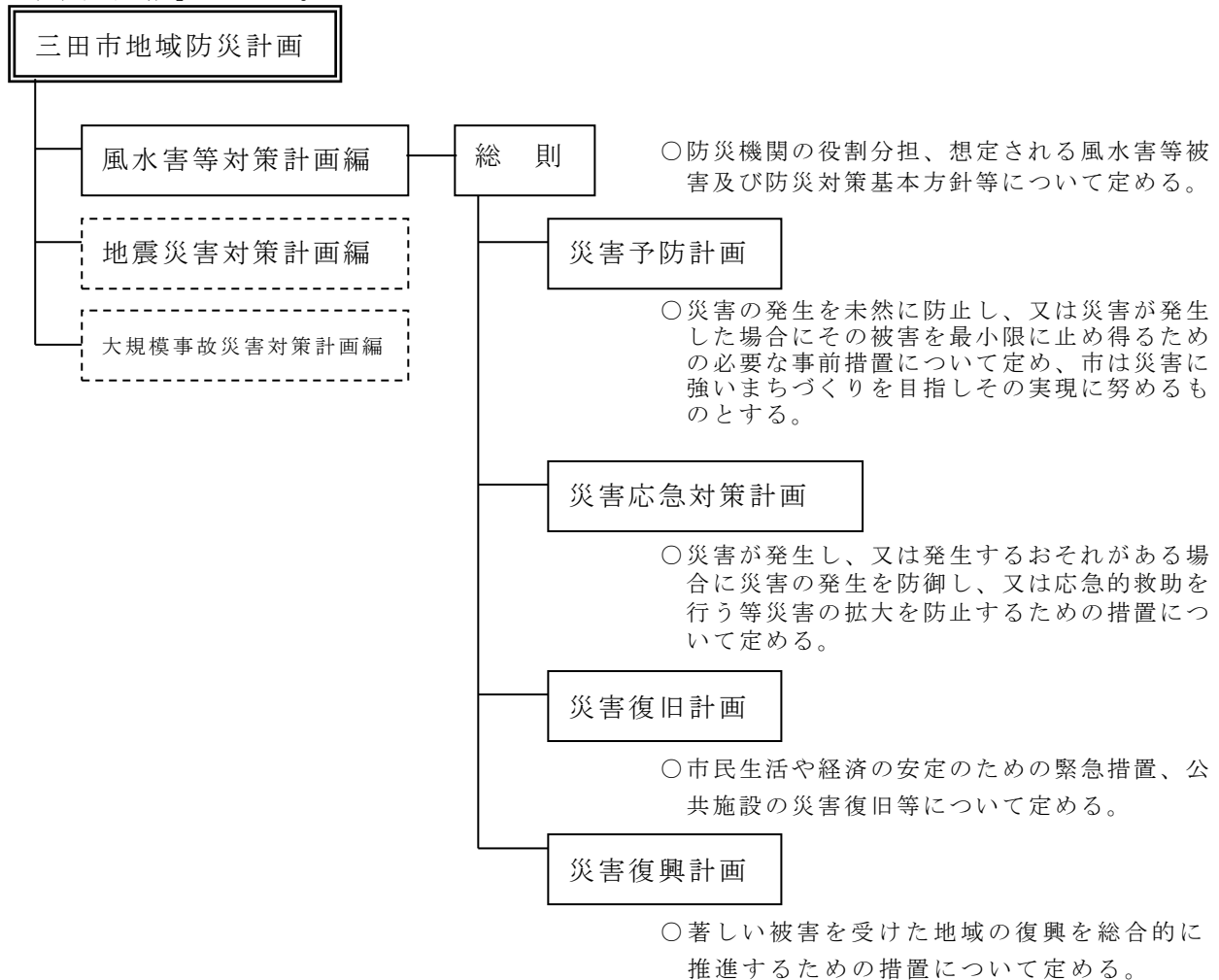
第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条の規定に基づき、三田市の地域に係る災害の内、風水害に関する対策についてその基本を定め、市民の積極的な協力のもとに防災活動を効果的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の構成及び内容

この計画は、未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）の経験を教訓として生かし、三田市の地域特性により想定される災害を基礎に防災対策の基本方針に即し、以下に示す災害に対処するための基本的な計画を定めたものである。

なお、この計画は、三田市防災会議が作成する「三田市地域防災計画」の「風水害等対策計画編」である。



第3節 計画の運用

第1編「地震災害対策計画編」第1章「総則」第3節「計画の運用」を準用する。

第4節 防災対策基本方針

第1編「地震災害対策計画編」第1章「総則」第4節「防災対策基本方針」を準用する。

第5節 防災機関等の役割

第1編「地震災害対策計画編」第1章「総則」第5節「防災機関等の役割」を準用する。

第6節 三田市における災害特性

三田市に被害を及ぼす可能性のある風水害等を想定するとともに、既往災害から明らかとなった被害の特徴を整理することにより、現実には災害が発生した場合に実効的な対応が可能となる災害に対する事前の備えや災害に対する迅速かつ的確な対応についての計画の前提とする。

【資料5-1】風水害履歴

第1 地域の自然条件と社会条件

ここでは、三田市の自然条件と社会条件を明らかにすることにより、風水害等における潜在的な災害素因を整理し、被害想定的前提条件とする。

第1編「地震災害対策計画編」第1章「総則」第6節「三田市における災害特性」第1「地域の自然条件と社会条件」を準用する。

第2 三田市に被害を及ぼす可能性のある風水害等の想定

本市において発生する風水害等のうち最も発生頻度が高いものは、梅雨前線による大雨、台風による大雨及び台風接近の梅雨・秋雨前線の活発化、線状降水帯の発生による大雨に伴う洪水害及び土砂災害である。

過去に被害をもたらした災害の記録によると、洪水害については武庫川沿いの低地において被害が集中し、土砂災害については有馬層群からなる急峻な丹波山地や神戸層群からなる台地・丘陵地における崖崩れによる被害が記されている。

本計画においては、近年最も多大な被害をもたらした昭和40年9月の台風23号、24号による災害の規模に対処し得る計画条件を前提とする。

また、人為的な原因による災害として強風・乾燥時における大規模火災、危険物事故及び突発重大事故等への対処も考慮した計画とする。

第3 被害の想定

三田市の自然条件、社会条件等の地域特性と阪神・淡路大震災における被害特性を踏まえた上で、風水害による被害の様相を定性的に想定する。

1 洪水害

洪水害は、河川の水があふれたり（溢水）・堤防の決壊等で起こる外水氾濫と、堤防より居住地側（堤内地）の排水不良による内水氾濫に大別できる。

近年、ダム整備・河川改修や下水道整備等により洪水による被害は著しく減少しているが、都市化の進展に伴い洪水調節機能を有している山林・農地等の自然的土地利用が都市的土地利用に転換されるため、保全機能の低下や洪水流出速度が早まることに伴う新たな危険性が生じ、また経済・社会基盤の集中に伴う被害量及び被害額に増大化が懸念される。

特に、本市は武庫川中流域に位置するため、上流部での集中豪雨による急激な増水（出水）氾濫に注意する必要がある。

また、市内には多数のため池が分布しているため、大雨時には特に警戒を要する。これらの洪水害により、人的、物的被害が生じることがもとより、交通の遮断や農作物の浸水（冠水）、感染症の蔓延等の二次的被害が生じるおそれがある。

(1) 河川の浸水想定区域等

①洪水浸水想定区域

水防法第14条第1項の規定並びに第3項の規定に基づく兵庫県による水位情報周知河川の浸水想定区域の指定状況は以下のとおりである。

【資料5-2-1】 ハザードマップさんだ

ハザードマップさんだについては、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、河川近傍や浸水深の大きい区域等について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するなど、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

②雨水出水浸水想定区域

水防法第14条の2第2項の規定に基づく、雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行う。

2 土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり及び斜面崩壊に大別できる。

それぞれ関係法令等に基づく防災対策を進めている所であるが、市域の中部、北部において危険箇所・区域の分布が多い。

土石流については、急峻な地形条件である丹波山地に土石流危険渓流が数多く分布し、集落地が形成されている扇状地等は潜在的な危険性を有している。

また、山崩れや崖崩れなどの斜面崩壊、地すべりについては、山地・台地・丘陵地部と平地部の境界部分において発生しやすく、背後に急斜面を有する宅地は十分な注意を要する。特に、中部、北部における集落地が形成されている崖錐等は潜在的に斜面崩壊の危険性を有している。

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく兵庫県による土砂災害警戒区域の指定状況は以下のとおりである。

【資料2-1-10-1】 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

同法第8条の規定に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備、情報の伝達方法を定め、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物の配布、その他必要な措置を講じる。

【資料5-2-1】 ハザードマップさんだ

第4 地域の危険性

本市の地域特性から市域を次の3地域に区分した上で、各地域における防災上の危険性を総合的に整理する。

1 三田・三輪地区等の旧市街地

本地域は、ダム整備・河川改修や下水道整備等により洪水による被害は著しく減少しているが、ほぼ全域が武庫川低地にあたるため、本川が増水した場合には、内水の排水不良のおそれがある。

更に、市役所やＪＲ三田駅など本市における行政・交通・商業等の中枢機能が集中するため、本市の都市機能に与える影響は大きく、防災上留意が必要である。

また、本地域は、建築密度及び建物の老朽化、木造化の割合が高いため、強風・乾燥時における延焼火災による被害が大きいものと予想される。

2 北摂三田ニュータウン等の新しい宅地開発区域

本地域は、計画的なまちづくりにより台地・丘陵地上に形成された新しい市街地であるため、洪水による被害を受ける可能性が少なく、関係法令等に基づく土砂災害危険箇所・区域が無いので土砂災害の危険性も比較的低い。更に、市街地の不燃化や密集度化が図られているため比較的災害に強い地域といえる。

しかし、新しい住宅地であるという性格から市外からの転入者が多く、住民間の繋がりも弱いため、災害時における組織的な対応の重要性という面で地域コミュニティの強化を図ることがこれからの課題といえる。

3 中・北部の山間農村集落

本地域は、山地部周辺に小規模な集落が谷底低地に散在しており、人口や建物密度は比較的ゆとりのある地域となっている。

各河川に沿って形成された谷底低地は洪水害の危険性が高く、その大部分は農地として利用されているため浸水（冠水）による農作物の被害が大きいものと予想される。

集落地は低地縁辺部の扇状地・崖錐上の微高地に形成されているため、洪水による被害を受ける可能性は低いが、土砂災害の危険性が高い。

また、都市化の進展に伴い、浸水の危険性の高い低地部へ宅地化が進んだが、このような地域においては洪水害に対する十分な備えが必要である。

更に、急峻な山地又は溪流沿いの道路では、土砂崩壊による交通遮断の可能性が高く、地域の孤立化が予想される。

なお、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合にその被害を最小限に止め得るための必要な事前措置について定め、市は、災害に強いまちづくりを目指しその実現に努めるものとする。

第1節 防災都市基盤の整備

災害の発生を未然に防止し、安全で快適なまちづくりを推進するための都市基盤整備に関する施策について定める。

第1 市街地の防災構造化（都市整備部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第1「市街地の防災構造化」を準用する。

第2 交通ネットワークの整備

災害時において緊急輸送道路や避難経路として機能するよう、市内の主要な幹線道路について整備推進を図り、交通途絶時における代替交通の確保や通行規制の対象路線の指定等を考慮した適正な交通ネットワークの形成を図る。

1 骨格的な幹線道路の整備（都市整備部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第2「交通ネットワークの整備」1「骨格的な幹線道路の整備」を準用する。

2 防災上重要な道路改良の実施（都市整備部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第2「交通ネットワークの整備」2「防災上重要な道路改良の実施」を準用する。

3 鉄道施設の整備等（関係機関）

J R 福知山線、神戸電鉄公園都市線・三田線は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進する。

(1) 風害対策

対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化を行うほか、橋梁上又は高架部分等に設置の風速計により風速を監視する。

(2) 水害対策

雨量計、河川水位計、及び河川情報センター端末機並びに文字放送により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気等の情報を収集し、状況把握を行う。

4 ヘリポートの整備（消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第2「交通ネットワークの整備」5「ヘリポートの整備」を準用する。

第3 防災緑地空間の確保（都市整備部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第3「防災緑地空間の確保」を準用する。

第4 ライフライン施設対策の推進

災害時において、市民生活を維持するため必要不可欠なライフラインが確実に確保できるよう次の基本方針に即して対策を推進する。

- 1 施設の保全
- 2 ライフラインが途絶した場合の補完機能、代替機能の確保
- 3 早期復旧のための組織体制の整備推進
- 4 被害の影響を最小限にとどめるため、供給処理区域の分割による自立・分節型ネットワークの確立
- 5 被害を受けていない他の地域から支援を受ける広域的なバックアップ体制の構築

1 上水道（上下水道部）

(1) 施設の整備

風水害等による断水、減水を可能な限り少なくし、被害を最小限におさえるため、施設の計画的な新設、拡張及び改良を推進する。

特に、過去の災害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で浸水（冠水）する恐れがある場合は、施設の新設又は更新に当たり、十分な防災対策を講じる。

(2)～(8)

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第4「ライフライン施設対策の推進」1「上水道」(2)～(8)を準用する。

2 下水道（上下水道部）

(1) 施設の整備

災害発生時においても下水道による浸水防除機能が確保できるよう重要幹線管渠、処理場及びポンプ場の計画的な整備を図る。

(2)～(5)

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第4「ライフライン施設対策の推進」2「下水道」(2)～(5)を準用する。

3 電力（関係機関）

(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項

ア 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化(窓の密閉化、ケーブルダクト閉鎖等)等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。

- ・ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上、下流護岸
- ・導水路と溪流との交差地点およびその周辺地形との関係
- ・護岸、水制工、山留壁
- ・土捨場
- ・水位計

(イ) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

イ 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

(イ) 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

(ウ) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用して対処する。

エ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(イ) 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(ウ) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(エ) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

オ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置および接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(イ) 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

カ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

キ 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

(2) 防災業務施設および設備等の整備

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基

盤の整備」第4「ライフライン施設対策の推進」3「電力」(2)「防災業務施設および設備等の整備」を準用する。

(3) 電気事故の防止

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第4「ライフライン施設対策の推進」3「電力」(3)「電気事故の防止」を準用する。

(4)～(6)

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第4「ライフライン施設対策の推進」3「電力」(4)～(6)を準用する。

4 ガス（関係機関）

(1) 防災システムの強化

ア 保安用通信設備

本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化されており、本社、製造所、地区事業本部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

無線通信網をより強固なものにするために、通信システムを多重化する。また、ポータブル衛星通信設備を配備している。

さらに万全を期するためバックアップ設備の設置を完了し、どんな時にも都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロールできるようにした。

イ 復旧作業を効率化する技術の向上

管内テレビカメラ等ガス管の損傷箇所を迅速かつ正確に発見する技術、ガス導管の中に入った水・土砂をすばやく取り除く技術などの改良、開発を推進する。

(2) 防災体制の整備

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第4「ライフライン施設対策の推進」4「ガス」(3)「防災体制の整備」を準用する。

5 プロパンガス（関係機関）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第4「ライフライン施設対策の推進」5「プロパンガス」を準用する。

6 電気通信（関係機関）

災害対策基本法により会社がとるべき耐水、耐火等防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

(1) 通信施設の強化

ア 建物設備

建物は耐火構造とする他周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

イ 電力設備

- ① 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置
- ② 電力用各種装置の災害対策の整備充実

ウ 通信設備

- (ア) とう道（共同溝を含む）網の拡充
- (イ) 通信ケーブルの地中化を推進
- (ウ) 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実
- (エ) 災害対策機関の通信回線は、当該加入者伝送路の2ルート化を推進
- (オ) 主要な伝送路を多ルート構成、或いはループ化
- (カ) 中継交換機及びIP網設備の分散設置

(2)～(3)

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第4「ライフライン施設対策の推進」6「電気通信」(2)～(3)を準用する。

第5 河川施設の整備（都市整備部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第5「河川施設の整備」を準用する。

第6 ため池施設の整備（産業振興部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第6「ため池施設の整備」を準用する。

第7 地盤災害の防止策の推進

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第7「地盤災害の防止策の推進」1及び3～7を準用する。

2 土砂災害対策（危機管理部・都市整備部）

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図るとともに、ハザードマップの作成・配布により住民に対する災害危険区域等の周知・啓発活動に努める。なお、市が土砂災害警戒区域に関する印刷物を配布する場合は、山地災害危険地区にかかる危険地情報等に関する事項についても記載することとする。

【資料2-1-10-1】土砂災害警戒区域（西域）

【資料2-1-10-2】土砂災害警戒区域（東域）

【資料5-2-1】 ハザードマップさんだ

(1) 土砂災害に関する情報収集、伝達体制、避難等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第1号に定める土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制等は、第3章第2節災害情報等の収集伝達に、避難・救助体制は第7節 避難、第8節 被災者の救出・救護等にそれぞれ定める。

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する指導・助言

土砂災害警戒区域内で急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設について、施設名称及び所在地を下記に定める。

【資料 5-2-3】 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の土砂災害に関する避難確保計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、避難確保計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行うこととする。

また、避難訓練についても定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行うこととする。

(3) 土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する支援措置等

急傾斜地の崩壊等、土砂災害が発生した場合に、建物に損壊が生じ、住民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域内の既存住宅について、国、県の補助金を活用し、土砂災害に対する補強改修に要する費用や移転（除却、建設等）に要する費用を支援する。

8 治山・治水対策の総合的推進（危機管理部・産業振興部・都市整備部）

頻発する記録的な集中豪雨等、想定を上回る自然災害に備えるため、県総合治水条例に基づき、総合的な治水対策、ため池の改修等の農地防災、山・谷筋・人里までを一体的に捉えた山地防災・土砂災害対策等に協力、連携して取り組む。

第8 建築物等の安全性の確保（市民生活部・都市整備部）

防災上重要な施設について計画的な安全性の強化を図るとともに、一般建築物の安全性強化を促進するための対策を推進する。

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第8「建築物等の耐震性の確保」を準用する。

第9 危険物施設等の安全対策の推進（消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第1節「防災都市基盤の整備」第9「危険物施設等の安全対策の推進」を準用する。

第10 浸水想定区域等の安全対策の推進（危機管理部・都市整備部）

1 浸水想定区域における避難確保措置

水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めることとする。

【資料 5-2-1】 ハザードマップさんだ

【資料 5-2-2】 浸水想定区域内地下街等

【資料 5-2-3】 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

2 浸水想定区域にかかる洪水予報、避難等

水防法第15条第1項第1号に基づく洪水予報等の伝達方法等は、第3章第2節災害情報等の収集伝達に、避難・救助体制は第7節 避難に定める。

3 浸水想定区域内の地下施設等及び要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進

地域防災計画で定められた浸水想定区域内にある、地下施設等及び要配慮者施設の所有者又は管理者に対し、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、避難確保計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合、避難訓練を定期的実施できていない場合については、指導・助言を行うこととする。

第2節 災害対応システムの整備、拡充

災害による被害を最小限に止め得るため、ハード、ソフト両面にわたる災害応急対策の事前整備、拡充に関する施策について定める。

第1 災害時に備えた活動体制の整備（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第1「災害時に備えた活動体制の整備」1及び3～4を準用する。

2 風水害対応マニュアルの整備

風水害時応急対応における初動体制、情報管理、対応業務などの活動内容を整理した風水害対応マニュアルを整備し、各職員に周知徹底を図る。

風水害は数日前から規模や雨の降り方等が予測可能であるため、マニュアルの中にタイムライン（事前防災行動計画）の考え方を盛り込み、対応業務の実施時期を時系列で示す。

第2 災害応援派遣体制の整備（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第2「災害応援派遣体制の整備」を準用する。

第3 防災拠点機能の整備

（都市整備部・消防本部・危機管理部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第3「防災拠点機能の整備」1及び3～5を準用する。

1 避難場所の指定、整備（危機管理部・市民生活部・学校教育部）

（1）市指定避難所（29箇所）

市指定避難所において、浸水害・土砂災害により被害を受けるおそれのある者、又は被害を受けた者を一時的に受入する。

【資料2-2-1】 避難所一覧 （1）市指定避難所（指定緊急避難場所、指定避難所）

（2）～（3）、（6） 地震災害対策計画編を準用

（4）区・自治会避難所

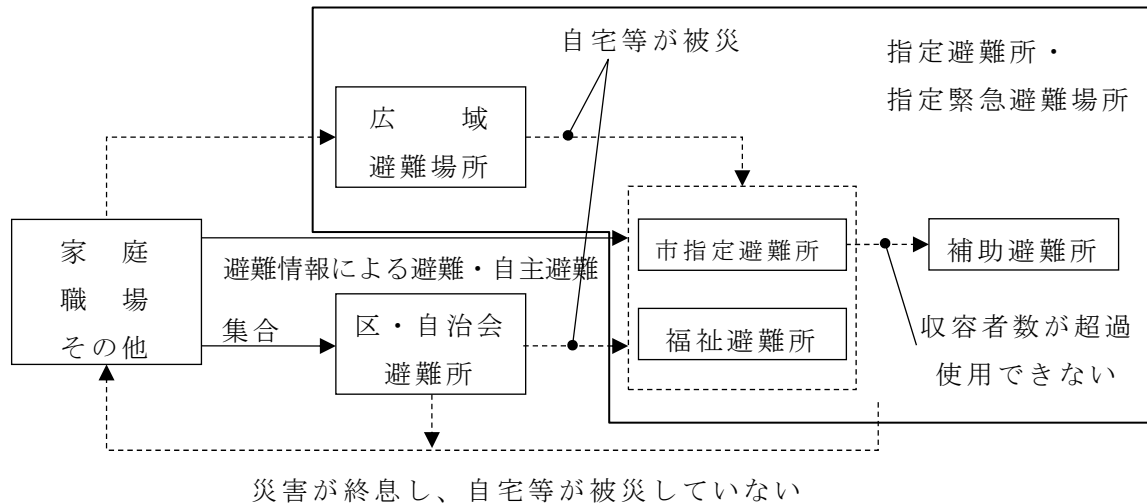
区・自治会避難所は、市指定避難所に避難するまでの地域住民の安否確認場所として一時的に浸水害や土砂災害等の危険から安全を確保できるよう、地域の公会堂や住区基幹公園、健康広場等の公共空地を中心に自治会毎で任意に決定する。

(5) 自主避難所（10箇所）

浸水害・土砂災害発生のおそれの高まりを受け、住民が自己の判断で身の安全を確保するため、早期に避難する場所を提供することを目的として、市指定避難所の一部を自主避難所に設定する。

【資料2-2-1】 避難所一覧 (1)市指定避難所(指定緊急避難場所、指定避難所)

[風水害時の避難の流れ]



第4 災害情報システムの整備

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第4「災害情報システムの整備」2～5を準用する。

1 災害情報通信ネットワークの整備、拡充（危機管理部）

(1) 広域的災害情報通信ネットワークとの連携

既存の有線系の災害情報の収集、伝達システムや兵庫衛星通信ネットワーク災害対応総合情報ネットワークとの機能的な連携を図り、各種災害情報の効果的な運用体制の確立を図る。

【資料2-2-3】 兵庫衛星通信ネットワーク運用要領

【資料2-2-4】 災害対応総合情報ネットワークシステムの概要

(2) 災害情報システムの整備

状況把握、状況判断、指令指示、実行確認、情報伝達にかかる支援をするために、画像情報化、地図情報化、事象の一覧表示、被害予測といった機能や、気象庁からの情報や各種観測データといった客観的な情報に基づき、適切な地域の絞り込みとタイミングで避難情報発令の判断ができる情報支援システムを整備する。

2 気象観測体制の強化（危機管理部・都市整備部・消防本部）

気象庁、国土交通省など関係機関が行う気象観測体制との連携を図りつつ、管理課、建設課に設置している河川情報システムなどを活用した気象情報の早期入手システムの整備充実により、的確な緊急対応ができるよう情報源の確保を図る。

第5 非常用物資等の備蓄強化（危機管理部・都市整備部・上下水道部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第5「非常用物資等の備蓄強化」を準用する。

第6 消防救急体制の充実（消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第6「消防救急体制の充実」を準用する。

第7 災害医療体制の充実（医療政策部・健康福祉部・消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第7「災害医療体制の充実」を準用する。

第8 ボランティアとの連携強化（健康福祉部・社会福祉協議会）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第8「ボランティアとの連携強化」を準用する。

第9 要配慮者支援対策の拡充（健康福祉部・危機管理部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第9「要配慮者支援対策の拡充」を準用する。

第10 帰宅困難者対策（危機管理部・市民生活部・総合政策部・産業振興部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第10「帰宅困難者対策」を準用する。

第11 廃棄物対策の充実（市民生活部・上下水道部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第2節「災害対応システムの整備、拡充」第11「廃棄物対策の充実」を準用する。

第3節 コミュニティ防災力の向上

自らの安全、自らのまちは自らの手で守るという防災の原点に立ち、市民や地域の防災力の向上に関する施策について定める。

第1 防災意識の高揚（危機管理部・消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第3節「コミュニティ防災力の向上」第1「防災意識の高揚」を準用する。

第2 自主防災体制の育成（危機管理部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第3節「コミュニティ防災力の向上」第2「自主防災体制の育成」を準用する。

第3 消防団の充実強化（消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第3節「コミュニティ防災力の向上」第3「消防団の充実強化」を準用する。

第4 事業所の防災体制の強化（消防本部・産業振興部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第3節「コミュニティ防災力の向上」第4「事業所の防災体制の強化」を準用する。

第5 児童生徒に対する防災教育（学校教育部）

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第3節「コミュニティ防災力の向上」第5「児童生徒に対する防災教育」を準用する。

第4節 中山間地等における風水害対策（危機管理部）

中山間地等における風水害対策について定める。

第1 内容

第1編「地震災害対策計画編」第2章「災害予防計画」第4節「中山間地等における地震対策」第1「内容」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための措置について定める。

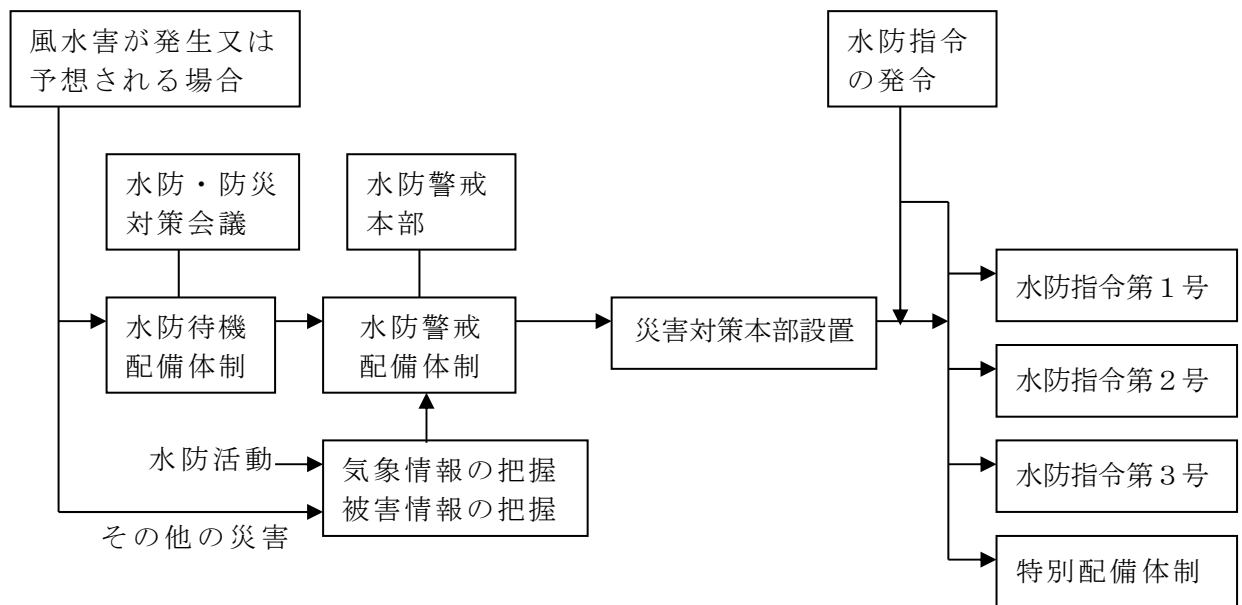
第1節 活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策を実施する活動体制について定める。

第1 活動体制

市長は、風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、直ちに災害対策本部を設置し、全職員をもって本計画に基づき、防災活動を遂行する。

1 風水害の体制（危機管理部・都市整備部）



(1) 水防待機配備体制

三田市に大雨、洪水及び暴風等の警報が発表され、予想される被害への対応準備を行う必要があるときに配備する要員で、本部長があらかじめ指定した職員をもって充てる。

水防待機配備体制における活動方針及び今後の対応について検討を行う「水防・防災対策会議」を設置する。

種 類	適 用 基 準	主な活動内容
水防待機配備 Ⅰ	●三田市に大雨、土砂災害及び暴風等の警報が発表されたとき。(自動配備) ●その他水防・防災担当の判断による。(アンダーパス冠水の恐れがあるときなど)	●今後の気象状況、河川水位、降雨状況などの情報収集、把握及び連絡調整。 ●水防待機配備Ⅱへの移行時期など、今後の対応について検討。 ●その他水防・防災担当の判断による。
水防待機配備 Ⅱ	●大雨、土砂災害及び暴風のいずれかの警報が発表され、特に警戒が必要と認められるとき。 ●主要河川の水位が「水防団待機水位※」に達したとき。 ●その他気象情報等を勘案して風水害に対する対応準備を行う必要があると認められるとき。	●水防・防災対策会議の設置(今後の対応について検討) ●気象、河川水位、市内パトロール情報の収集 ●降雨状況、河川水位の把握 ●パトロール待機及び調査
水防待機配備 Ⅲ	●大雨、土砂災害及び暴風のいずれかの警報が発表され、特に警戒が必要と認められるとき。 ●早期避難に対応するため、自主避難所を開設する必要があると認められるとき。	●水防・防災対策会議の実施(今後の対応について検討) ●気象、河川水位、市内パトロール情報の収集 ●降雨状況、河川水位の把握 ●パトロール待機及び調査 ●自主避難所の開設(10箇所)

(2) 水防警戒配備体制

水防本部設置前において、予想される被害への警戒のために配備する要員で、本部長があらかじめ指定した職員をもって充てる。

市長は、水防警戒配備体制における活動方針及び今後の対応についての意思決定機関として水防警戒本部を設置する。

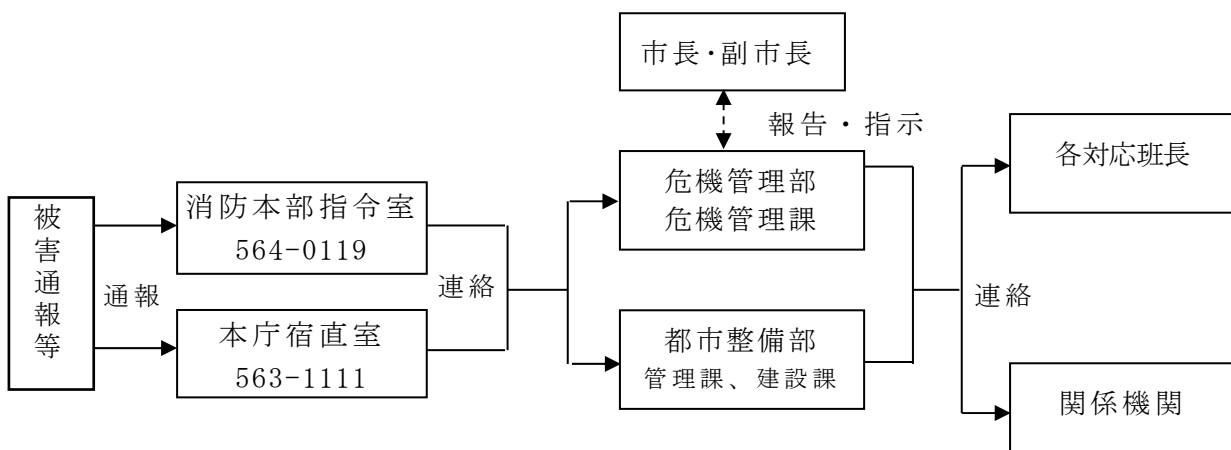
実施責任者は、危機管理監とするが、不在の場合、又は予想される災害により、副危機管理監が代行する。

水防警戒本部、本部事務局は、別に定める「風水害対応マニュアル」に則って市役所本庁舎3階の会議室に設置する。

なお、予想される災害の規模等により水防警戒配備体制では処理しかねると判断されるとき、災害対策本部の設置により水防指令に基づく配備体制に移行する。

種 類	適 用 基 準	主な活動内容
水防警戒配備 Ⅰ	●河川水位が「はん濫注意水位」に到達する見込みであるとき ●大雨、土砂災害及び暴風等のいずれかの警報が発表され、特に警戒が必要と認められるとき。 ●三田市が台風の「暴風域」に入ったとき。	●水防警戒本部の設置(今後の対応について検討) ●水防警戒本部事務局の設置 ●市指定避難所(風水害避難所)の開設(29箇所)
水防警戒配備 Ⅱ	●大雨、土砂災害及び暴風のいずれかの警報が発表され、特に警戒が必要と認められるとき。 ●河川の水位が「はん濫注意水位※」を超え「避難判断水位※」に達する見込みがあるとき。 ●その他気象情報等から、風水害に対する警戒を行う必要があると認めたとき。	●水防警戒本部の設置(対策本部設置、職員動員体制の検討等、今後の方針決定) ●水防警戒本部事務局の設置 ●市内パトロールの実施 ●気象情報、河川水位、市内パトロール情報等の収集・分析及び限定的な風水害への応急措置

【勤務時間外における召集連絡系統】



2 災害対策本部の設置（危機管理部）

災害の発生により強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があると判断された場合、市長は災害対策本部を設置し、庁内及び関係機関並びに一般住民等に対し通知公表する。

なお、風水害において、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局で水防事務を処理する。

【資料1-5-4】三田市災害対策本部条例

【資料1-5-5】三田市災害対策本部設置要綱

(1)、(3)～(5)

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」2「災害対策本部の設置」(1)、(3)～(5)を準用する。

(2) 設置場所・方法

災害対策本部、本部事務局は、別に定める「風水害対応マニュアル」に則って設置する。

ただし、災害対策本部に予定する場所が破損等の被害を受け、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の順序により本部を移設する。

優先順位	指 定 場 所	所 在 地	電話番号
第1順位	消防本部	下深田396	564-0119

3 水防指令の発令（危機管理部・都市整備部）

本部長は、災害の規模、種類、災害発生の予想される時期等に応じて必要な防災体制をとるため、次の基準により水防指令を発令し、本部要員の動員、配置を行うものとする。

(1) 水防指令の種類及び基準

種 類	発 令 基 準	配備につくべき職員	主な活動内容
水防指令第1号	●局地的な災害が発生したとき（警戒配備Ⅱ体制で処理することが難しくなると予想されるとき）。 ●河川の水位が「はん濫危険水位※」を超え、に「避難判断水位」に達する見込みがあるとき。 ●高齢者等避難を発令するとき。 ●職員の勤務時間終了1時間前の時点で、今後勤務時間外において上記状況になると予測されるとき。	●待機、警戒及び第1号配備要員 ●必要と認める場合はその都度定める職員	●三田市災害対策本部の事務分掌による。(以下例) ●災害対策本部の設置（被害状況の確認等） ●防災のための警戒及び情報の収集 ●市指定避難所（地震の開設(8

			箇所) ●発生した災害に対する応急措置
水防指令第2号	●局地的な被害が市内各地で発生したとき（1号配備体制で処理することが難しくなると予想されるとき）。 ●河川の水位が「はん濫危険水位※」を超え、堤体を越える見込みがあるとき。 ●避難指示を発令するとき。	●待機、警戒、第1号及び第2号配備要員 ●必要と認める場合はその都度定める職員	三田市災害対策本部の事務分掌による。 (以下例) ●予想される災害に対処するための準備処置 ●発生した災害に対する応急措置。
水防指令第3号	●被害が市内各地で発生したとき（2号配備体制で処理することが難しくなると予想されるとき）。 ⇒緊急安全確保（警戒レベル5）	全職員	●三田市災害対策本部の事務分掌による。 (以下例) ●予想される災害に対処するための準備処置 ●発生した災害に対する応急措置

※なお、特別配備体制は別途本部長が定める。

※ 水防団待機水位：量水標管理者が水防本部長に報告を開始する水位、また水防団が出動するために待機する水位。

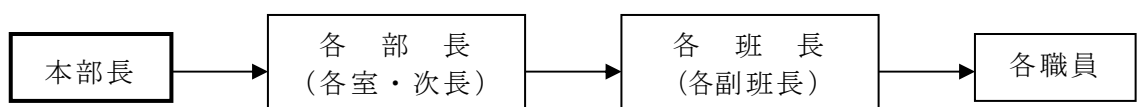
※ はん濫注意水位：住民の氾濫に関する情報への注意喚起、また出水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動、または、出動の準備をしなければならない水位。

※ 避難判断水位：市長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考、また洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

※はん濫危険水位：市長の避難指示等の発令の判断の目安、洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位。

(2) 発令の方法

水防指令が発令された場合は、庁内放送、電話等適切な手段を用いて、あらかじめ定められた伝達系統、連絡責任者等により関係者に水防指令の内容を迅速かつ的確に伝達する。



4 地区連絡所の設置（危機管理部・市民生活部・学校教育部）

大規模な災害が発生した場合及び局地的な災害が発生した場合は、必要に応じて災害発生直後から数日間の情報収集活動、広報活動、市民相談などを行うため、地区連絡所を設置する。

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」4「地区連絡所の設置」(1)～(4)を準用する。

5 防災応援協力体制（危機管理部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」5「防災応援協力体制」を準用する。

6 自衛隊災害派遣要請（危機管理部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」6「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

7 兵庫県消防防災航空隊の活動要請（消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」7「兵庫県消防防災航空隊の活動要請」を準用する。

8 ヘリコプターによる緊急輸送（消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」8「ヘリコプターによる緊急輸送」を準用する。

9 災害応援協力活動の実施（危機管理部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第1「活動体制」9「災害応援協力活動の実施」を準用する。

第2 災害救助法の適用（危機管理部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第2「災害救助法の適用」を準用する。

第2節 災害情報等の収集及び伝達

災害時における各種情報の迅速かつ的確な収集及び整理と確実な伝達を図る。

第1 通信手段の確保（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第2節「災害情報等の収集及び伝達」第1「通信手段の確保」を準用する。

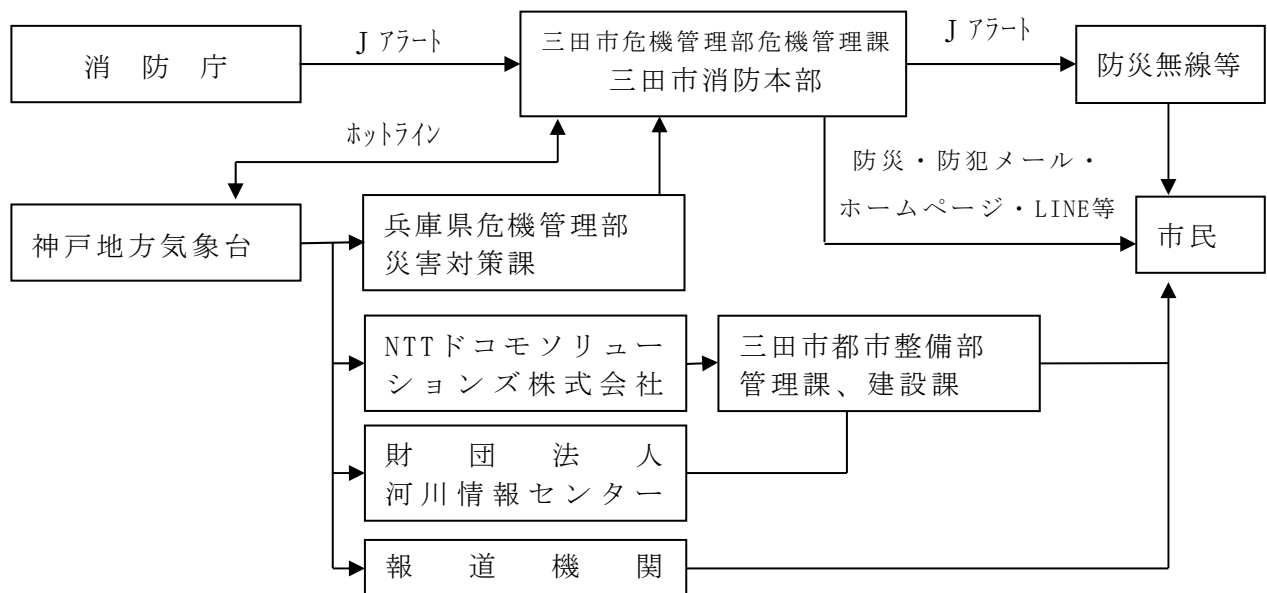
第2 気象情報等の収集及び伝達

災害応急対策を実施する上で、重要な判断材料となる気象情報や火災情報等の収集及び伝達について定める。

1 気象情報（危機管理部・都市整備部・消防本部）

気象予警報等（気象予報、気象注意報、気象警報、気象特別警報、火災警報、水防警報）の情報は、神戸地方気象台から次の経路によりファックス、ホットライン、防災情報提供システムにより伝達される。

この他に、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用して、防災行政無線等により市民へ情報伝達するなど、複数の経路から情報を収集・伝達することに努める。



※ 補完系統として三田市（危機管理部・消防本部）は、兵庫県（危機管理部総務課）から兵庫衛星通信ネットワークを使用して、一斉同報を受ける。

なお、三田市（危機管理部、消防本部）は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークからも情報等を入手できる。

【資料5-3】気象予警報等の種類及び基準

2 火災情報（消防本部）

火災発生の通報は、通常市民からの119番ダイヤルによるが、災害時においては「第4節 大規模火災等の防御」に定める方法により火災情報の収集にあたる。

3 異常現象の発見（都市整備部・危機管理部）

災害が発生するおそれのある異常現象（洪水、崩壊、漏洩等）を発見した者は、直ちに市都市整備部管理課、建設課、警察署等に通報する。

また、異常現象の通報を受けた市都市整備部管理課、建設課は、災害報告及び対策処理票（様式第2号）により処理し、関係各部、県阪神北県民局総務室総務防災課、神戸地方気象台予報課に通報するとともに、必要に応じて市民に対し周知徹底を図る。

【様式第2号】災害報告及び対策処理票

第3 災害情報の収集及び伝達（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第2節「災害情報等の収集及び伝達」第3「災害情報の収集及び伝達」を準用する。

第4 広報（総合政策部・消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第2節「災害情報等の収集及び伝達」第4「広報」を準用する。

第5 報道機関との連携（総合政策部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第2節「災害情報等の収集及び伝達」第5「報道機関との連携」を準用する。

第6 被災者相談窓口の設置（総合政策部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第2節「災害情報等の収集及び伝達」第6「被災者からの問い合わせ・相談への対応体制の整備」を準用する。

第3節 水防活動の実施

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき同法第1条の目的を達成するために、市内河川・ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫器具資材の整備及び運用について定める。

第1 水防の責任（都市整備部）

市は、水防法第3条に定めるところに従い、水防組織、水防施設及び器具資材を整備し、区域内の水防に万全を期さなければならない。

第2 水防機関（都市整備部・危機管理部）

市内における水防を統轄するため、水防警戒本部を庁議室に置き、水防警戒事務を処理する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、水防警戒本部は災害対策本部に移行する。ただし、平常時の事務は都市整備部管理課、建設課において処理する。

第3 水防体制（都市整備部）

神戸地方気象台から気象注意報及び同警報の発表のあったとき、又は水防活動の必要があると認めたときは直ちに水防体制に入るものとする。

なお、水位が通報水位以下に減じ、水害の危険がなくなったときは、配備体制を解除し、周知しなければならない。

水防体制は、水防警戒本部長が発令する第1節「活動体制」第1「活動体制」4「水防指令の発令」により、非常配備をとる。

第4 水防活動（都市整備部）

水防機関は、気象状況等から洪水等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した体制をとるとともに概ね次の水防活動を実施する。

- 1 水防管理者（市長）又は消防長は、河川を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求めること。（水防法第9条）
- 2 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位（水防法第12条2項で規定される警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせること。（水防法第17条）
- 3 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること。（水防法第21条）

- 4 水防管理者又は消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者をして水防に従事させること。（水防法第24条）
- 5 水防管理者又は消防長は、堤防その他の施設が決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること。（水防法第26条）

第5 その他（都市整備部・危機管理部）

その他詳細については、「三田市水防計画」で定めるところによる。

第4節 大規模火災等の防御（消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第3節「地震火災等の防御」を準用する。

第5節 災害警備（関係機関）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第4節「災害警備」を準用する。

第6節 交通・輸送対策（都市整備部・危機管理部・関係機関）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第5節「交通・輸送対策」を準用する。

第7節 避難

災害緊急時における住民の自主的避難への対応と危険地域の住民に対する避難を高年齢者等避難又は避難指示等の発令により市民の安全を確保する。なお、避難体制の整備にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

第1 実施体制（危機管理部・消防本部・関係機関）

避難の実施は、法令に定められた市長、警察官、自衛隊等が行う。

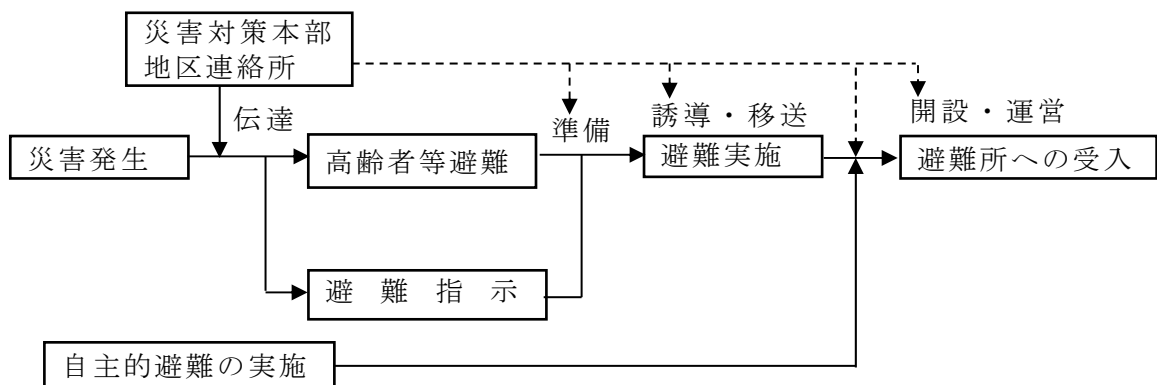
ただし、市長等が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長等の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

実施責任者	区 分	災害の種類	根 拠 法
市 長	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条
警 察 官	指 示	〃	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命をうけた吏員	指 示	洪水 地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
水 防 管 理 者	指 示	洪水	水防法第22条
自 衛 官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条

【警戒区域の設定権者】

設 定 権 者	災 害 の 種 類	根 拠 法
市 長	災 害 全 般	災害対策基本法第63条
警 察 官	災 害 全 般	災害対策基本法第63条
自 衛 官	災 害 全 般	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	火 災	消防法第28条
警 察 官	火 災	消防法第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水 災	水防法第14条
警 察 官	水 災	水防法第21条
消防吏員又は消防団員	火災・水災以外	消防法第36条
警 察 官	火災・水災以外	消防法第36条

活動体制は、避難誘導班を中心に避難所への受入を行い、避難所においては福祉班を中心に救援活動を実施する。



第2 避難等の実施（危機管理部）

1 避難情報の発令

避難情報の発令は、次の実施基準に基づき災害対策本部にて協議・決定し、本部長（市長）が発令する。台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めることとする。避難情報の伝達に際しては、テレビ、ラジオ、さんだ防災・防犯メール、緊急速報メール、三田市MCA防災行政無線、市ホームページによる広報、SNS、電話等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図ることとする。

（1）避難情報の種類

避難情報には次の種類があり、警戒レベルや住民に求める行動は次のとおりとする。なお、本部長（市長）が発令する避難情報は警戒レベル3高齢者等避難からとなる。

指示に従わなかった者に対しての直接強制権や罰則規定はないものとする。

本部長（市長）は、避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

警戒 レベル	避難情報	住民に求める行動	
5	緊急安全確保	命を守る行動を	既に災害が発生している状況で、直ちに命を守るため安全を確保する。
4	避難指示	必ず全員避難	災害のおそれが高いため、指定された避難場所か屋内の安全な場所へただちに避難する。
3	高齢者等避難	高齢者などの要配慮者は避難	避難に時間を要する要配慮者（高齢者・体の不自由な人・妊婦など）、その支援者は避難する。
2	大雨・土砂災害注意報	避難方法を確認	ハザードマップ・避難場所・避難経路等を確認し、避難に備える。
1	早期注意情報	最新情報に注意	防災気象情報に注意し、災害への心構えを高める。

※避難情報に応じて、発令者、避難理由、避難場所、避難経路等を住民へ伝達する。

※避難情報は災害リスクのある区域に絞って発令する。

※警戒レベル5「緊急安全確保」は、災害が発生・切迫している状況を市が必ず把握することができるとは限らないことなどから、必ず発令される情報ではありません。

(2) 避難情報の基準

避難情報		水 害	土 砂 災 害
緊急安全確保 (警戒レベル5)	発令時の条件	・浸水キキクル・洪水キキクルで「災害切迫（黒）」となった場合 ・河川水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水、溢水のおそれがある場合） ・レベル5大雨特別警報が発令された場合	・土砂キキクル（危険度分布）で「災害切迫（黒）」となった場合で、かつ兵庫県地域別土砂災害危険度を示される危険度推移図において土砂災害警戒基準線を超えている場合 ・レベル5土砂災害特別警報が発令された場合
	発令箇所	・洪水浸水想定区域内の全世帯。	・土砂災害警戒区域の全世帯。
避難指示 (警戒レベル4)	発令時の条件	・河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、更に上昇するおそれがある場合。 ・三田市災害情報システムで1～2時間後までの間で氾濫の恐れありのエリアが示された場合 ・上記のうち、どちらかの基準に満たすこと。	・土砂災害危険警報が発表され、土砂キキクル（危険度分布）で「非常に危険（うす紫）」となった場合で、かつ兵庫県地域別土砂災害危険度を示される危険度推移図において1時間後に土砂災害警戒基準線を超えると見込まれる場合。 ・土砂災害危険警報が発表され、三田市災害情報システム（兵庫県箇所別土砂災害危険度予測システムと連動）で、2時間後に土砂災害が予測されるエリアが示された場合。 ・上記のうち、どちらかの基準に満たすこと。
	発令箇所	・氾濫危険水位に到達した水位計の対象区自治会の洪水浸水想定区域内の世帯。	・2時間後に土砂災害発生の危険が高まった土砂災害警戒区域の世帯。
高齢者等避難 (警戒レベル3)	発令時の条件	・河川水位が「避難判断水位」に到達し、更に上昇するおそれがある場合。 ・三田市災害情報システムで2～3時間後までの間で氾濫の恐れありのエリアが示された場合。 ・上記のうち、どちらかの基準に満たすこと。	・土砂キキクル（危険分布）で「警戒（赤）」となった場合で、かつ兵庫県地域別土砂災害危険度を示される危険度推移図において2時間後に土砂災害警戒基準線を超えると見込まれる場合。 ・三田市災害情報システム（兵庫県箇所別土砂災害危険度予測システムと連動）で、3時間後に土砂災害が予測されるエリアが示された場合。 ・上記のうち、どちらかの基準に満たすこと。
	発令箇所	・避難判断水位に到達した水位計の対象区自治会の洪水浸水想定区域の世帯。	・3時間後に土砂災害発生の危険が高まった土砂災害警戒区域の世帯。

※ただし、雨量や水位の急激な変化があった場合や、台風など事前に進路が予測できる場合はこの限りではなく、基準に関わらず、躊躇なく避難情報を発令する場合があります。

(3) 青野ダムの異常洪水時防災操作に伴い避難情報を発令する場合

避難情報	発令時の条件	発令箇所
避難指示 (警戒レベル4)	・兵庫県から「異常洪水時防災操作※ ¹ 開始3時間前」の通知を受けた後に1時間が経過し「異常洪水時防災操作※ ¹ 開始」予定に変更がない場合	・ダム下流に位置し放流の影響を受ける青野川及び武庫川沿いの洪水浸水想定区域内の世帯
高齢者等避難 (警戒レベル3)	・兵庫県から「異常洪水時防災操作※ ¹ 開始3時間前」の通知を受けた場合	・ダム下流に位置し放流の影響を受ける青野川及び武庫川沿いの洪水浸水想定区域内の世帯

※1 ゲートなど機械式放流施設を有するダムにおいて、操作規則等の本文で定めた「本則操作」による洪水調節を続けた場合に、貯水位が洪水時最高水位を超えることが予測される場合、操作規則等のただし書きの規定により、貯水位に応じてゲートを操作し、放流量を流入量まで増加させる操作をいう。

第3 避難方法（市民生活部・消防本部・総務部）

自主的に避難を実施している住民に対しては、近隣にある市指定避難所への誘導又は市指定避難所の責任者若しくは避難誘導要員との連絡体制の確保を図る。

また、今後の災害応急復旧活動の交通手段となりうる主要な道路においては、警察等と協力し、自動車による避難を規制するよう努める。

1 避難の準備

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第6節「避難」第3「避難方法」1「避難の準備」を準用する。

2 避難の方法

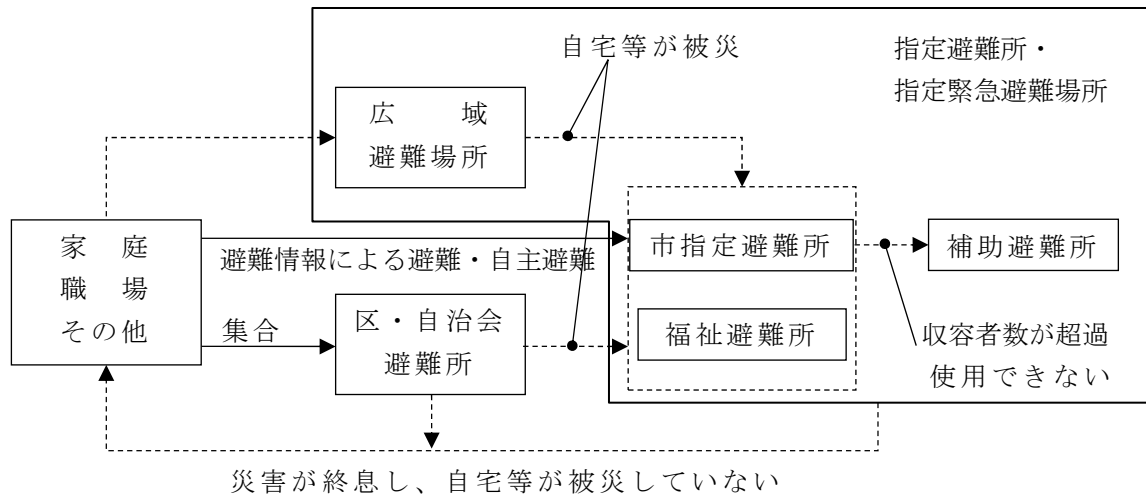
(1) 避難の手順

住民は個々の実情に応じて被害を受ける恐れがあると判断した場合は、食糧、衣料等を携行し、災害対策本部に最寄りの市指定避難所の開設を求めた上で自主避難することができる。

また、市からの避難情報に基づいて避難する場合は、市指定避難所または福祉避難所へ避難する。また、災害が終息した後に住家に被害を受けている場合は、市指定避難所等において当面の避難生活を行う。

ただし、避難経路上で既に浸水や土砂災害が発生しているといった状況下では、市指定避難所や区・自治会避難所への避難行動は行わず、近傍にある堅牢な建物の上層階へ緊急避難を行う。

[風水害時の避難の流れ]



(2) 避難者の順位

- ア 病人、老幼者、障害者、妊産婦等の要配慮者及びその家族
- イ 一般市民
- ウ 防災従事者

第4 避難所の開設及び運営（危機管理部・市民生活部・健康福祉部・こども未来部・都市整備部・学校教育部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第6節「避難」第4「避難所の開設及び運営」を準用する。

第5 大規模災害時における広域避難（危機管理部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第6節「避難」第5「大規模災害時における広域避難」を準用する。

第8節 被災者の救出・救護等

大規模災害の発生に伴い、倒壊建物の下敷きとなるなど、火災から逃げ遅れた被災者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第7節「被災者の救出・救護等」を準用する。

第9節 救援活動

災害時における飲料水、食糧及び衣料、生活必需品その他物資等の救援活動を確保、供給し、救援活動に必要なボランティアをはじめとする救援活動要員の円滑な確保などについて定める。

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第8節「救援活動」を準用する。

第10節 被災地の応急対策

応急住宅対策、入浴サービス及び仮設風呂の設置、廃棄物対策、防疫及び保健衛生、災害及び応急教育対策などの被災地における災害救助に関して定める。

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第9節「被災地の応急対策」を準用する。

第11節 ライフライン施設応急対策（上下水道部・関係機関）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第10節「ライフライン施設応急対策」を準用する。

第12節 二次災害の防止対策（都市整備部）

1 水害の拡大防止

災害により浸水被害等が発生した場合、市は、宝塚土木事務所（三田業務所）と連絡をとりながら、その被害を軽減するため、必要に応じて排水対策を実施するなど、二次災害の防止対策を実施する。

河川、ダム、ため池等の施設管理者は、被害を受けた堤防等の施設の応急復旧を行うとともに、緊急点検の実施、警戒避難体制の整備など、被害の拡大を防止するための施策を講じる。

2 土砂災害の発生、拡大防止

降雨等により土砂災害の発生及び拡大が予測される場合、市は、宝塚土木事務所（三田業務所）と連絡をとりながら、その被害の発生防止・軽減を図るため次の二次災害防止対策を実施する。

- (1) 専門技術者等による緊急パトロールを実施し、土砂災害危険箇所の把握と点検を行う。
- (2) 関係者に対する対象危険箇所の周知と適切な警戒避難体制の整備を図る。
- (3) 不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ブルーシート貼り、土のう積み及び仮排水路の設置等による緊急対策措置を行う。

第13節 農業関係応急対策（産業振興部）

第1編「地震災害対策計画編」第3章「災害応急対策計画」第12節「農林関係応急対策」を準用する。

第4章 災害復旧計画

この計画は、市民生活や経済の安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等について定める。

第1節 罹災証明（財務部・消防本部）

第1編「地震災害対策計画編」第4章「災害復旧計画」第1節「罹災証明」を準用する。

第2節 被災者の生活支援（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第4章「災害復旧計画」第2節「被災者の生活支援」を準用する。

第3節 経済安定のための産業復旧（産業振興部）

第1編「地震災害対策計画編」第4章「災害復旧計画」第3節「経済安定のための産業復旧」を準用する。

第4節 災害復旧事業の実施（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第4章「災害復旧計画」第4節「災害復旧事業の実施」を準用する。

第5節 住宅の復旧（都市整備部・健康福祉部）

第1編「地震災害対策計画編」第4章「災害復旧計画」第5節「住宅の復旧・再建支援」を準用する。

第5章 災害復興計画

この計画は、著しい被害を受けた地域の総合的な復興の推進について定める。

第1節 組織の設置（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第5章「災害復興計画」第1節「組織の設置」を準用する。

第2節 復興計画の策定（各部）

第1編「地震災害対策計画編」第5章「災害復興計画」第2節「復興計画の策定」を準用する。